想定スキーム図

川崎市

市所有地 貸付

十地使用料

都市再生推進法人*等

※都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものです。 市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を指定できます。

- スキーム図については、現在の想定案です。
- 今回のヒアリングは、 赤枠について 伺います。

運営・実施

市管理用地活用 による収益を還元

契約料 転貸

契約料 転貸

事業者A

整備・ 収益 運営

事業者B

整備• 収益 運営

市管理用地A (収益事業)

(例)

- 駐車場
- モビリティポート等

市管理用地B (収益+公共的事業)

- ・店舗+屋外オープンスペース
- 施設+コミュニティスペース
- チャレンジショップ
- ・テナントビルによる賑わい創出等

整備・ 収益 運営

市管理用地C (公共的事業)

(例)

- オープンスペース・広場事業
- イベント広場

まちづくり事業

(市管理用地を活用しない)

(例)

- 定期的なイベント
- 美化活動
- コミュニティ支援
- •情報発信 等